

1980/2/27

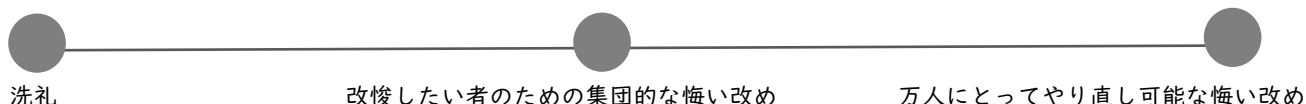
二世紀から五世紀にける、会則的・教会的な悔い改めの諸実践：ヘルマスの『牧者』

■ 悔い改めの実践？：ヘルマスと天使の対話→悔い改めの歴史に関する学問的議論の古典

- ・ 二つの教えの区別
  - 「洗礼以外に悔い改めはない」が、「もうひとつ別のもの」もある。
  - ：悔い改めの実践が話しかける「二つの範疇の人間」がいる

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回心を現在おこなっている人々</li> <li>・ 未来に行おうとしている人々</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すでに回心を行った人々</li> <li>・ すでに洗礼を受けた人々</li> <li>・ かつて過去の時期に主を信じるべく召された人々</li> </ul>
ひとつの悔い改めしかない	別の教示や教え、悔い改めの可能性がある <ul style="list-style-type: none"> <li>- 悔い改めの根拠は、人間の弱さ、悪魔の老獪さ、神の大いなるあわれみに求めなければならない</li> <li>- この根拠によって予定される悔い改めは、一度きりの悔い改めでなくてはならない</li> </ul>

- タウフ理論（原始キリスト教）
  - ・ 悔い改めはただ一つしか、洗礼の悔い改めしかなく、その後は何も無い
- ヨベル（聖年）の理論（ヘルマスの天使）
  - ・ 洗礼をしてしばらくの時間が経ち、人間の弱さや悪魔の老獪さゆえに墮落したことがある者たちにのみ、二度目の悔い改めがありうる。
  - ・ 集団的かつ同時に悔い改めが定められる



洗礼後に悔い改めを繰り返すことの意義。P197, 14

■ 救いという概念において、悔い改めの繰り返しの意味、あるいは罪の繰り返しの意味とはどのようなものなのか

ヘルマスの時代の2世紀をとおして、第二の救済の可能性を付け加えたというのが確かな場合：

2世紀半ばに至るまで	キリスト教は罪に墮ちることなどできない人々の完徳、純粹さの宗教として考えられていた <ul style="list-style-type: none"> <li>：真理に開かれた人々が、退行して墮落するなどということはありえない。</li> <li>：照明にとどまらないとしたら、本当には照明されていないということ？</li> </ul>
------------	---

- 主体と真理の関係、主体が真理との間に持つ結合の形式、主体が真理に入り込み、真理が主体に入り込む形式、主体と真理の相互的なつながりという問題が提起される
- 洗礼後に罪を犯すことができるのか？=メタノイアの手続きを再開し、継続できるのか？そうすべきなのか？
- ・ 洗礼を実際に受けた後には、罪を犯すことも、墮落することも、また第二の洗礼を受けることももはや問題外だ、という指摘をする一連の文献の存在

：私たちは洗礼と共に、朽ちない世界、不朽の世界に入る

- ・ 主体性—真理という結合は洗礼において一度得られる結合
  - 一度で決定的にあたえられてしまうもの
  - 主体性と真理の結合の解体はありえない
    - 真理を愛していること
    - 信じている者が語る時、真理しか語れない（神の霊が彼の内に住まっているから）
    - 髪は誠実なものとして現出する
  - 主体と真理の間には、洗礼がそれらの関係を現出させ、真なるものとし、聖化した瞬間に、断ち切れることも解くこともできない本質的な連関が成立することになる。
- ・ 決して墮落などしないと考えることを妨げる文献の存在
  - 洗礼されて共同体の仲間になっても、あいかわらず罪を犯すことがある
  - 教会から出ること、キリスト教徒としての地位を失うことも、追放されることもなしに罪を犯すことがありうることを示すいくつかの儀式形態
  - 罪を犯す可能性と、罪を悔い、メタノイアの運動によって罪から身を引き離す必要性
  - メタノイア（回心＝転回）は、いわば主体と真理の関係の内部において働き続ける
- ・ 個人的な儀式形態、個人的な祈願
  - 祈祷や祈願の形で行われる告解（過ちの赦しを神に請う集団的な発言）
  - 聖餐の儀式において、自分が罪人であることを認める業
  - 罪を犯した者に対する一時的な追放、共同体との関係の一時的中断／「悔い改め」の実施
  - 洗礼を受けた人々に対する適用
  - 悔い改めを満たす実践として、「祈り」「断食」「施し」
- キリスト教共同体は、ひとたび光と永遠の生命に到達したら、けっしてそれを剥奪されず、墮落することもないような、完全に純粋な者たちの社会だとはみずからを考えていなかった
  - メタノイアの運動は、キリスト教徒の生活においていわば働き続け、そこに留まり、その生活の一部をなしている
  - キリスト教徒の人生に効果を生み出し続けるべきメタノイアが性質を変え、ヘルマス『牧者』の時期に新たな地位を獲得したということ
  - 光や真理の方へ向いたままでいるための、魂の一種の恒常的な努力でなくてはならない
  - 断絶でもあるばかりでなく、状態でもある：自分の過去や罪や世界から身を引き離し、光や真理や別の世界におかうための断絶状態

### 再墮落の問題。 P204, 15

- 洗礼後の悔い改めの創設
  - ・ 洗礼とは異なった、あるいは洗礼には吸収されないような制度
  - ・ 第二のメタノイアへの移行：メタノイアの反復
    - 墮落の問題、メタノイアの再開、贖いの反復といった問題を考えることが重要になった
- 墮落というこのうえなく難しく、新たな問題
  - ・ キリスト教以前の地中海世界で知られていたこと

法[＝律法、掟]の体系	救済の図式
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 善悪を分かつことを可能にする体系</li><li>・ 行為の形式を定め、このような分割を、行為やその形式、要素、さらには結果などに当てはめる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 分割を行為に対してではなく、主体に対して向けさせしめる（救われる者／救われないものなど）</li><li>・ 主体の資質が、必然的かつ決定的に行為の質を引</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>行為をなす者の私室を考慮することはない</li> <li>→ 主体は行為を特徴づける要素としてしか介入せず、行為のほうがいわば基礎的な統一体であり、法を支える軸受けとなる</li> </ul>	<p>きこす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ニストア派・哲学的な智慧の考え方：完徳に至った者は悪をなすことができない</li> <li>・ 分割は、個人の生活やその時間に対しても向けられる（入信前／後、光を受ける前／後…）</li> </ul>
反復可能性は法の機能そのものには書き込まれている	時間的分割＝不可逆性→反復不可能性
行為の分割	個人の人生と時間が標的
意志の主体	知識の主体（知識は不可逆）

- ・ 統合はありえない
- ・ 法の体系と完徳の体系の間の調整や妥協のようなものを見いだそうとすることは、ギリシア思想の大きな次元や緊張のひとつであった

### ギリシア的な智慧の努力。P207, I4

- ・ ピュタゴラス派：
  - 純粋な人間、救いを受けるに値したり、そのような域に達したりした人間の生活は、きわめて緻密で些末で細かい規制に枠づけられるべき
  - 恒常的な法的骨組み、監督者の生活へのほとんど限りない規制的な骨組みになってくれると考えた
- ・ ストア派：
  - 賢者はひとたび智慧の域に達したならば、悪を成すことも、悪を経験することもない
  - 究極的には、賢者はその資質からして、自分が行いうる行為のあらゆる現実的な形式に対して無関心である
- ・ 第二期ストア派、ローマ期のストア派
  - たんに行為の統制原理のようなものでしかない賢者
  - 誰も本当の意味で賢者たることはできない。
  - 誰も誤ることもなく、後戻りすることもないような、このような賢者の地位に立つことはできない
  - 過ちの反復可能性の観念がある
    - ・ 賢者が行為の統制的理念となったから：
    - ・ 個人とその振る舞いに課される一種の掟[=法]となり、個人が自分の行為の内から、よい行為と悪しき行為とを振り分けることを可能にするものになったから
  - 法と救いの緊張関係
- ・ キリスト教
  - 法と完徳の関係、主体と真理の関係の不可逆性や、過ちの反復の問題を考える必要性

：その背景

#### ① 内的な問題

- ・ 迫害を受けて背教した者たちは、真理と主体の関係を結び直すことができるのかという問題

#### ② 内的でも外的でもある問題

- ・ グノーシス派やその運動との大論争；救いや知識＝認識による救いを、完全に決定的な解放や完全に不可逆な状態だと考える一連の運動
  - グノーシス派にとって再び墮落することは考えられない
  - 主体が一見墮落しているように見えるとすれば、それは実は解放されていないということ
  - 法の体系の根本的な放棄を含む＝法の用語による分割を排除しないではおられない（法が打ち立てる善悪の相違は、それじたい悪）

- ・ 聖パウロの主張：「私たちが罪を知るのは、[律]法によってである」
  - 法の書としての旧約聖書と救いの書としての新約聖書という対立：法の放棄
- ・ グノーシス派の展開
  1. 究極の修練法
    - 法の領域を横断し、超克し、善悪の区別というこの悪とはもはや無縁であるような完徳に到達することを機能や意味とする
  2. 二律背反主義
    - 法は悪しきものであり、法というこの悪から解放されなければならないのだから、体系的に法の領域を侵犯しなければならない
- どのようなタイプの法の遵守が、私たちが完徳へ導いてくれるのか問題にできなかった
- 完全になったときに、法的なものとして何が残っているのか、という問題を探求しなかった
- 再び罪に陥るといふ問題、真理や光に到達したのちに墮落した者の問題を考えることを余儀なくさせた。

洗礼神学に新たな強調点が生まれたこと。P212, LI

ギリシア＝ローマ世界：過ちの世界	キリスト教世界
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の規則や振る舞いのコード化、善か悪か、適切かそうでないかの絶えざる定義</li> <li>・ 人間の振る舞いをすべて善悪、正義と不正義、法的なものとは違法なものといった用語で区分けするような日常生活の道徳</li> <li>→ 行為の客観的な特徴において登場する者としての主体</li> <li>→ 責任や罪悪感の世界</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光との関係、解放や救いとの関係において、ベッカートウム（過ちや罪）の問題を持ち込んだ</li> <li>主体と真理の間の本質的で根本的な関係にベッカートウムを滑り込ませた</li> </ul>

■ キリスト教が格闘したもの

- ・ 再墮落：
  - 主体が真理に達したのに、どうしてそれを失うことができるのか
  - 根本的には不可逆な知識の関係として考えられているはずのこの関係において、どうして知識から非知識へ、光から闇へ、完璧さから不完全性や過ちに再び陥るなどと言うことがありうるのか
- ・ 真理の内にいるときに主体がどのような状態にあるのかと[問題]を立てたことはなかった
- ・ 主体が真理によって照明されているときに、真理がどのような状態にあるのかという[問題]も立てなかった
- 主体が真理にむかおうとするとき：主体が自分自身から分離するとき主体はどのような状態にあるか
- 主体が真理と分離し、洗礼の時に分離しなければならなかった自分自身に回帰するとき、主体はどのような状態にあるのか
- 二重の分離の問題：距離こそが問題
- ・ 主体の同一性の問題ではなく、分離が問題
  - ≠ 主体が真理に所属すること・真理が主体に所属すること

整理

人間が完璧な徳を持った存在にはなりきれないというある種諦めの境地に至ったからこそ、再墮落のフォローの問題が取り沙汰された。洗礼が自分という存在を客観視する一自己から自己を切り離すことの実践で主体が生まれる契機となったと学んできたが、その切り離した自分自身に回帰してくるときの自己のありようとはどのようなものなのか。やはり、「主体」なのか？損なっている自分を客観視することになるのだろうか…？